

地方創生

～Iターン増加による地方活性化～

日本大学 宮里尚三研究会 地方政策

小澤 希

田中 友理

前田 小春

宇佐美 大

佐々木 敦司

高木 建吾

高橋 優輔

2015年11月

要約

この研究では、これ以上地域の過疎化を進行させないことと、長期的に住み続けてもらうために、雇用を増やすことを主とし、また、それぞれの地域の特徴を生かすブランド化とよりよい生活をするための子育て支援を軸とする政策を提言する。

現在日本では、地域の過疎化が深刻になってきている。それは、高度成長期に伴って、1980年代後半以降、過疎化は、1960年代の都市圏への就職や進学で、市町村から離れる若年者から始まった。現在では高齢化の著しい進行とともに地域の持続そのものが危ぶまれる事態となっている。過疎化は、人口の過疎化だけではなく、伝統文化、美しい自然景観も失われる。また、地域に受け継がれてきた医療、教育、防災等の地域における基礎的生活条件の確保にも支障をだし、その地域に住んでいる人たちの生活水準と生産機能の維持が困難になるであろうと考えられる。そして、過疎地域の少子化も深刻であり、児童の保育施設や子育て環境の悪化が進むのだ。よって、過疎化の要因として、人口減少と高齢化、農村漁村と地域産業の衰退、社会資本整備に残る格差、少子化が挙げられる。

Iターン・Uターン促進について述べている福井(2013)では、このような現状の中で、「少子高齢化の急速な進展と人口減少を回避し、地域の持続的な成長と発展を成し遂げるためには次世代を支える人づくりが求められている」と考えている。政策としては、中途入社希望者のニーズの掘り起こし、アンケート調査を基にした積極的な情報発信、質の高い「マッチング」の構築、Iターンを支える“人のつながり”の場と介在者の拡充、インセンティブとなる支援策を用意、企業の果たすべき役割を挙げている。つまり、Iターン者が移住してきてからの支援対策を、十分に情報発信でき、活用できる現在の日本の特徴に合わせて行い、人口減少が、中・長期的に地域社会にどのような問題状況をもたらすかという点について、地域全体で危機感を共有して行く必要があると指摘する。また、伊藤(2010)では、地方圏での雇用創出が、どのように行われているのかといった実態を解明し、どのように雇用創出を行っているのかを分析しており、従業者の増加がみられた地域の特性を調べると、大幅な増加がみられた地域は、その大半が県による工業用地の造成・整備に伴う企業誘致によってもたらされたものであるとしている。これらの地域の成功要因を抽出し、それらを参考にして多くの市町村が雇用創出に努力すれば、これまでの延長線上で予想される地域間格差の拡大を、少しは抑制できるのではないかと考えられる。

我々は、本政策研究の参考として、各都道府県別の開業率と、生産人口比率の関連性を、表計算を用いて調査を行うとともに、エクセルの相関と回帰分析を行っていくことにより、労働環境の整備が若年層人口にどのように関連しているのかを分析する。各都道府県別の開業率に着目し、開業率の高い都道府県は、高い生産人口比率を保っているという仮説を立てた。それと同時に、16～30歳の若年層労働人口が多い都道府県には正規雇用社員が多いという仮説を立て検証していく。

分析結果によると、各都道府県の開業率と生産人口の相関係数を算出した。その結果、開業率が高い地域ほど、生産人口の比率も関連して高いという相関が持てた。また、16～30歳の若年層労働人口が多い都道府県には正規雇用社員が多い仮説も関連性が高いことが分かった。

よって、我々は以上の結果から、過疎化の進行を防ぎ、地域活性化するために、以下の政策を提言する。主として、起業家支援制度を軸として導入することで、若者の雇用の拡充も見込み、それに合わせて子育て支援制度と街ブランド化政策を導入することでより良い地域活性化につながると考える。

目次

はじめに

第1章 現状分析

第1節(1.1)過疎地域の定義

第2節(1.2)過疎地域の要因

第3節(1.3)過疎地域の課題

第2章 先行研究

第1節(2.1)Iターン・Uターン促進に関する先行研究

第2節(2.2)地域雇用政策と雇用創出

第3節(2.3)先行研究を踏まえた本稿の位置づけ

第3章 分析

第1節(3.1)開業率と生産人口比率の関係性

第2節(3.2)若年層労働人口と正規雇用社員の関連性

第4章 政策提言

第1節(4.1)政策の目的

第2節(4.2)海士町での政策

第3節(4.3)政策の概要

第4節(4.4)政策によって期待される効果

第5章 結論

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

本稿の目的は、地域活性化である。総務省の「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」（2010年度）によれば、現在、過疎地域等における6万4954集落のうち、高齢者比率が50%以上の集落は1万0091集落と報告されている。また、454集落が今後10年以内に消滅することと、2342集落がいずれ消滅するおそれがあると予測されているのだ。我々は、これらの問題を解決するために雇用について着目した。過疎地域がもたらす影響は、過疎地域だけの問題ではなく、首都圏にも将来影響をもたらすのだ。よって、過疎地域が都市地域と相互に補完し合い、交流を進め、U・J・Iターンなどにより多くの国民が過疎地域において多様な生活を営むことのできる場として整備していくことを通じて、自立的な地域社会を構築していくことが必要であることがわかる。

そこで本稿では、一時的なボランティア活動や政策では、過疎化の進行を妨げることは困難だと考え、長期的にその地域に住み続けてもらうための政策を提言する。

本稿の構成は以下の通りである。まず第二章では、過疎地域の定義やデータから見る過疎の要因や人口の動向を見る。次に第三章では問題意識を踏まえ、我々の研究に関する先行研究の論点をまとめる。そして、第四章では、各都道府県別の開業率に着目し、開業率の高い都道府県は、高い生産人口比率を保っているという仮説を立て分析をする。最後に、その分析結果をもとに、本稿全体の総括として、政策提言を提示する。

第1章 現状分析

第1節 過疎地域の定義

まず、過疎地域の定義とは、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」において、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されており、具体的には、法で定める特定の期間の「人口要件」と「財力要件」に該当する市町村の区域をいう。過疎地域自立促進特別措置法によると、1960年から2005年までの45年間の人口減少率において、「人口要件」は、

- (1) 調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること
- (2) 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること
- (3) 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること
- (4) 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること

そして(1)～(4)までが当てはまり、かつ、「財力要件」が、財力指数で平成18年度から平成20年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること。この条件に当てはまる地域が、過疎地域と呼ばれている。（財力指数とは、地方公共団体の財力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。財力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとされている。）

そこで、なぜ、過疎することが問題であるのかということ、過疎化するということは、農林業生産を通じた地域資源の保全や管理、集落生活に欠かせない冠婚葬祭など、人々の暮らしと生産に重要な役割を果たしてきた集落機能が、山村を中心とする国土の広汎な地域で弱体化しつつあることを示しており、そこでの生活が困難になるだけでなく、人口の過疎や地方の消滅がなされると同時に、伝統的な祭礼や民俗芸能といった伝統文化、伝統産業に象徴される「美意識、価値観」や、美しい自然景観、風土に育まれた「心の豊かさ」なども失われることである。消滅した集落の跡地管理状況をみると、集会所・小学校等や神社・仏閣等は「放置」されているケースが多くなっており、消滅集落の約6割では地域資源の管理が行き届かずに荒廃が進んでいる状況が明らかになった。

また、地域に受け継がれてきた医療、教育、防災等の地域における基礎的生活条件の確保にも支障をだし、その地域に住んでいる人たちの生活水準と生産機能の維持が困難になるであろうと考えられるのだ。過疎地域における豊かな自然環境を保持するとともに、文化的に多様で、それぞれに個性的な地域社会が活力を持って維持され発展することが、美しい国土と環境を形成し、未来の世代に引き継いでいくことに不可欠なことである。過疎地域の森林や農地、農山漁村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、国民の保健、地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮している。これらの多面的機能を向上させ、人間が自然と共生して持続可能な国土の利用を図っていくことは、国民生活のために過疎地域の重要な役割となっている。

このことから、過疎地域が都市地域と相互に補完し合い、交流を進め、U・J・Iターンなどにより多くの国民が過疎地域において多様な生活を営むことのできる場として整備していくことを通じて、自立的な地域社会を構築していくことが必要であることがわかる。さらに、耕作放棄地や放置林の増大等による地域資源の荒廃は、鳥獣害の発生、国土保全機能や水源涵養機能の低下による土砂災害発生の危険性の増大など、周辺や下流域にも悪影響を及ぼしつつあるのだ。東京、名古屋、大阪などの大都市圏と、過疎化や高齢化に直面する地方との格差はなかなか縮まらない。

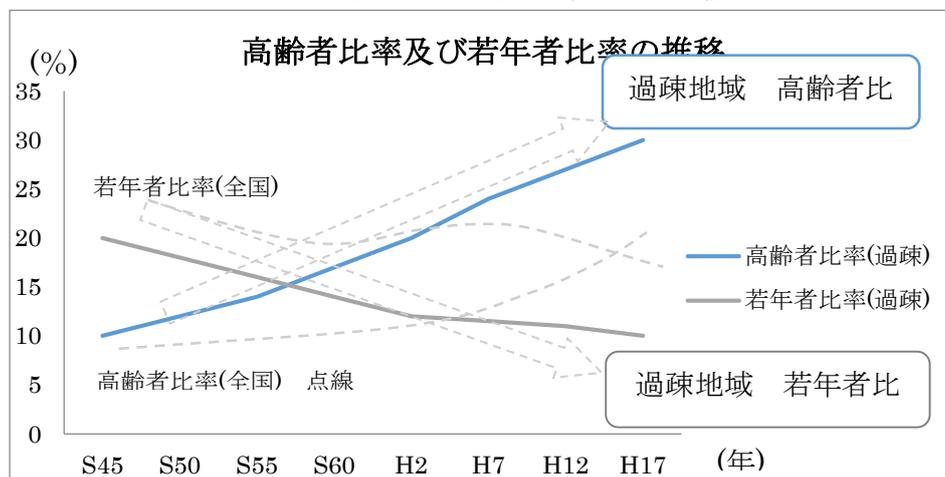
第2節 過疎化の要因

過疎化の要因としては主に4つある。(1)人口減少と高齢化(2)農村漁村と地域産業の衰退(3)社会資本整備に残る格差(4)少子化である。

(1) 人口減少と高齢化

我が国の高度経済成長期に伴って、1980年代後半以降、過疎地域全体を通じて人口は自然減少（出生者よりも死亡者数が多い状況）に転じている。すなわち、1960年代の都市圏への就職や進学で、市町村から離れる若年者から始まった過疎化は、この時期を境に人口減少と自然減少の同時進行という段階を迎え、現在では高齢化の著しい進行とともに地域の持続そのものが危ぶまれる事態となっている。図表1を見てのとおり、現在の過疎地域の人口減少は、高度成長期のような激しさは見られなくなったものの、引き続き若者が流出することで、転出者が転入者より多くなっていることに加え、死亡者が出生者より多いことが重みを増してきている。同時に、全般的にさらなる高齢化が進行しているのだ。

図表1 高齢者比率及び若年比率の推移



総務省「過疎地域の現状、これまでの過疎対策、過疎地域の課題等について」より筆者作成

(2) 農村漁村と地域産業の衰退

かつての基幹産業であった農林水産業が著しく衰退した上に、最近の経済環境のもとでは、過疎地域への製造業など新たな事業所の立地はほとんど望めない状況にある。この地域産業の循環を阻止している要因として、経済のグローバル化と、少子高齢化が挙げられる。それによって、国内市場が縮小する時代になり誘致戦略の環境は大きく変化した。そのため、地域外市場産業が空洞化する傾向にあり、既存産業・企業の活性化、地域資源の新たな発掘による産業創出によってこの空隙を埋め戻すことが求められている。地域の生活の質が高まると教育投資がおこなわれ、地域で育成された人材が地域にふさわしい新しい産業を生み出す循環を形成するだろう。

(3) 社会資本整備に残る格差

公共施設の整備も、道路など未だ不十分なものがあるほか、下水道、情報通信施設などのインフラ、医療・保健や住民の生活交通など、住民生活の基本的部分で都市地域との格差が残されている。

(4) 少子化

深刻な問題は、少子化が進み、過疎地域へ深刻な問題をもたらしていることである。現在、女性の社会進出や経済情勢の悪化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化などによって保育ニーズが増大し、都市部では保育所の待機児童数が深刻化している。待機児童は、首都圏が全体の半数強を占めているので、多くの幼稚園で定員割れが生じているのだ。一方、過疎地域では少子化の影響はより深刻であり、幼稚園のみならず保育所においても園児数が定員を満たすことができず、幼稚園だけではなく、保育所までも統廃合されるに至っている。したがって、少人数での保育を行う中で、子どもたち同士の関わりが限定され、子どもたちの社会関係の固定化が進んでしまうため、児童の保育施設や子育て環境の悪化により、同時に教育の質も悪化するのだ。それによる少子化は地域社会そのものの存続に関わる重大な課題であり、消滅可能性都市が増えている要因にもなる。しかし、現在の保育制度改革の政策は都市部の保育問題を解決することに焦点をあてており、過疎地域の保育問題はほとんど議論がなされていない事実がある。

第3節 過疎地域の課題

図表2 人口が増加した過疎市町村における人口増加の要因

項目	H2~H7 人口増加市町村(111 団体)	H7~H12 人口増加市町村(89 団体)	H12~H17 人口増加市町村(25 団体)
1 企業立地、企業誘致等による就業の場の拡大	47(42.3)	21(23.9)	1(4.0)
2 第1次産業従業者の定着、増加	4(3.6)	6(6.9)	2(8.0)
3 地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住	9(8.1)	15(17.0)	2(8.0)
4 <u>宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備</u>	70(63.1)	62(70.5)	5(20.0)

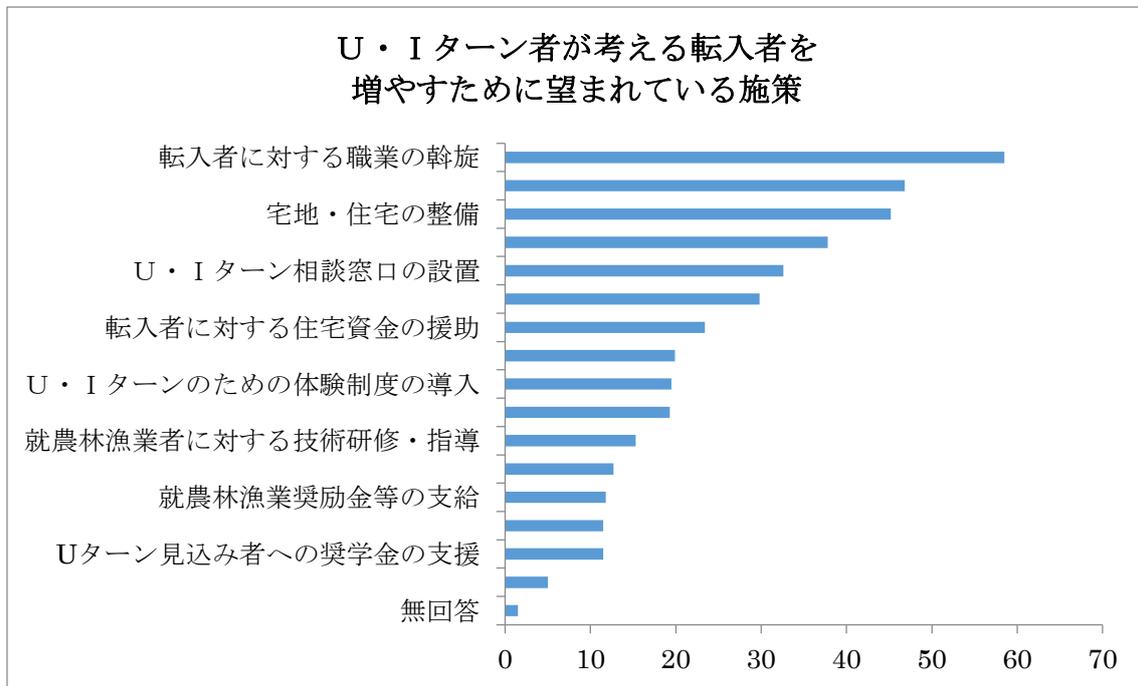
5 生活環境整備の充実	22(19.8)	7(8.0)	1(4.0)
6 寿命の伸長等による自然増加	7(5.0)	3(3.4)	0(0.0)
7 <u>自然環境等を求めている移住・U Iターン</u>	16(14.4)	9(10.2)	4(16.0)
8 交通体系の整備等による近郊都市の通勤圏化、ベッドタウン化	19(17.1)	10(11.4)	2(8.0)
9 学校等公共施設の開設に伴う教職員、学生の居住	9(8.1)	3(3.4)	0(0.0)
10 病院・老人施設等の医療・厚生福祉の入院・入所者、職	24(21.5)	22(25.0)	1(4.0)
11 公共事業等工事関係者の一時的流入	25(22.5)	12(13.6)	3(12.0)
12 宗教団体の進出	1(0.9)	0(0.0)	0(0.0)
13 その他	11(9.9)	20(22.7)	4(16.0)

総務省「過疎地域の現状、これまでの過疎対策、過疎地域の課題等について」より筆者作成

図表2から、過疎関係市町村で人口が増加した団体の人口増加要因は、宅地分譲、公営住宅等の整備、移住・U・Iターンによるものが多い。

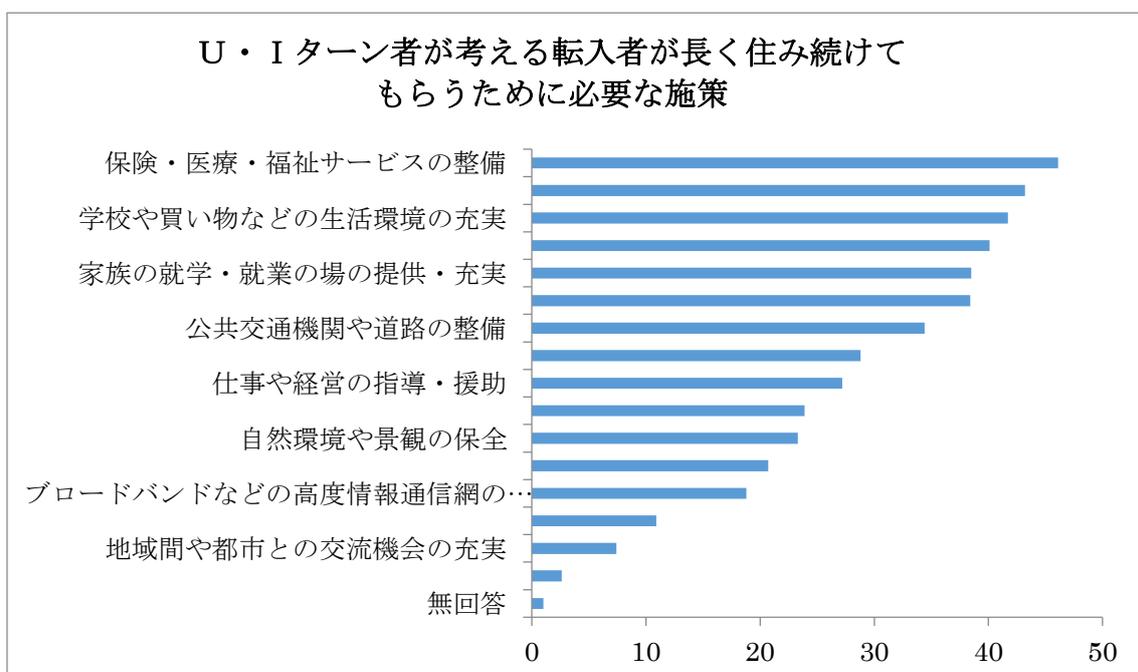
また、この下の表を見ての通り、転入者・U・Iターン者を増やすための施策としては、職業斡旋、不動産情報の提供・斡旋、住宅・宅地の整備、保険・医療・福祉サービス（施設）の整備などの幅広い地域サービスを総合的に確保するとともに、情報発信、相談体制の整備が必要であることがわかる。しかし、一時的に増えるわけではなく、長期的に住み続けてもらうには、雇用の「場」が必要だということがわかる。

図表3-1 U・Iターン者が考える転入者を増やすために望まれている施策



総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」（平成15年度）より筆者作成

図表3-2 U・Iターン者が考える転入者に長く住み続けてもらうために必要な施策



総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」（平成15年度）より筆者作成

また、上の図3-2を見ての通り、保険医療福祉サービスの整備、雇用の確保と収入の安定化が多く挙げられた。それに加え次いで、食品・生活必需品や交通手段の確保、医療福祉などの各種生活支援サービスや郵便・金融サービスなどの提供において、採算性・効率化の面から十分な水準が確保できない、ないし提供されないといった状況が発生しているため、生活サービスの提供に関する課題も多く指摘されている。さらに、道路や用排水路の管理、土砂災害の防止や生物多様性の確保、集落景観の悪化など、集落において安心して安定した生活を営み続けるために解決しなければならない課題は尽きない。

このように山積みする課題の解決に向けて、必要な社会的サービスを効果的に提供するためには、行政が地域の実態をきめ細かにしっかりと把握することが前提となる。最近では、地域づくりの新たな担い手として、集落支援員や地域おこし協力隊などの活用も広がっており、地域住民やNPO、地域活動団体等、様々な主体と行政が連携して取組を展開していくための新たな働きかけが必要である。昨年の法改正時において、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民への安らぎや教育の提供の場として公益的機能を有しているとされている。

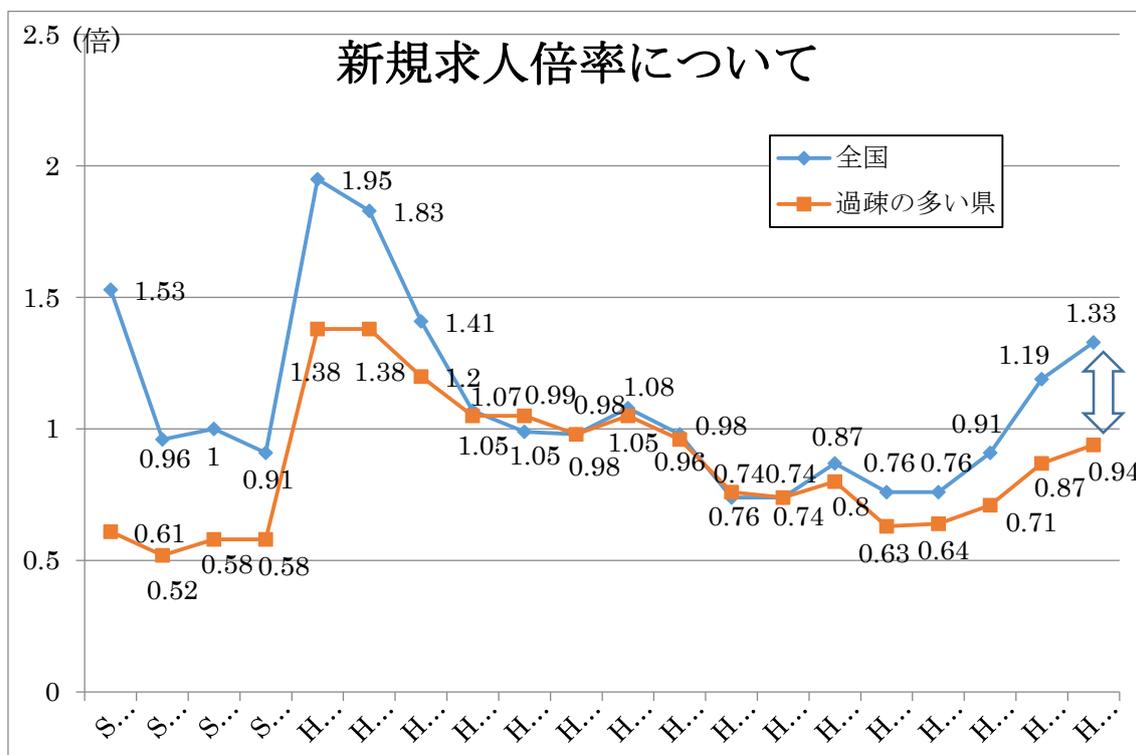
こうした多面的な観点からも、集落機能及び集落を維持するための取組の展開が必要である。そうした中、「集落支援員制度」が創設され、集落の維持・活性化に係る取組が進められるとともに、平成22年3月には、過疎地域自立促進特別措置法の改正が行われ、失効期限の6年間の延長、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への対象の拡充が行われるなど、集落を取り巻く環境は大きく変化している。また、人口減少、高齢化の進展に伴い、路線バス等の公共交通機関の採算性が悪化し、路線の廃止・縮小が進んでいることから、地方バス路線の維持や、地域の実情に応じたバスや交通手段の導入等により、地域住民が生活する上での交通手段を確保する取組みへの支援が課題だ。インターネット環境の改善や携帯電話の普及など、過疎地域においては、より必要になってくると考えられる。

現在、多くの市町村で過疎化対策が講じられているが、代表的な事例として、現役世代の定住促進、高齢者の定住地として他地域からの呼び込みといった働きかけを、税制の優遇措置などを絡め進めている。しかしながら一部の市町村の例外を除き、必ずしも思うような効果を上げられていないのが現状である。これまで、様々な課題が過疎地域の実態と

してみられるが、我々は雇用の現状に着目する。過疎地域の雇用の実態としては、図4を見ての通り、過疎の多い県における新規求人倍率をみると、平成2、3年度をピークに減少傾向にあるが、近年は回復傾向にある。

しかし、平成17年度は0.94倍となっており、全国を0.39下回っている。また、その下の図5の通り、有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示しており、平成17年度は過疎の多い県が0.61倍と、全国を0.26下回っている。新規求人倍率、有効求人倍率ともに、平成5～11年には、全国との差がほとんどないところまで格差が縮まったが、平成13年以降、再び差が拡大している。

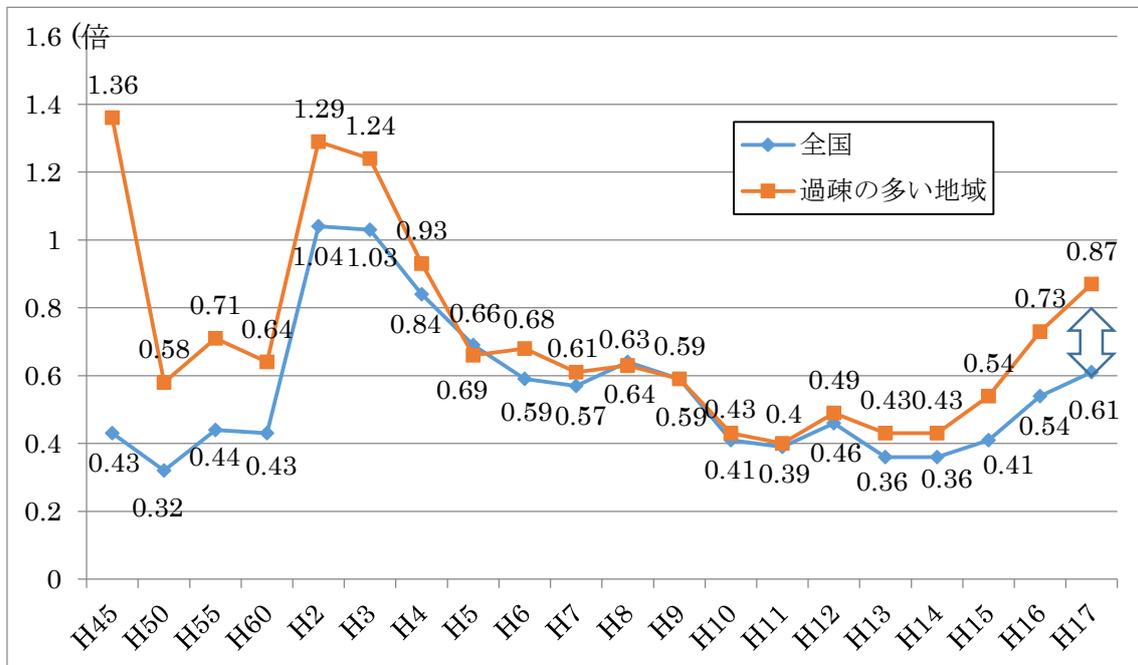
図表4-1 新規求人倍率について



総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」(平成15年度)より筆者作成

図表4を見ての通り、過疎の多い県における新規求人倍率をみると、平成2、3年度をピークに減少傾向にあるが、近年は回復傾向にある。しかし、平成17年度は0.94倍となっており、全国を0.39下回っている。

図表 4-2 有効求人倍率について

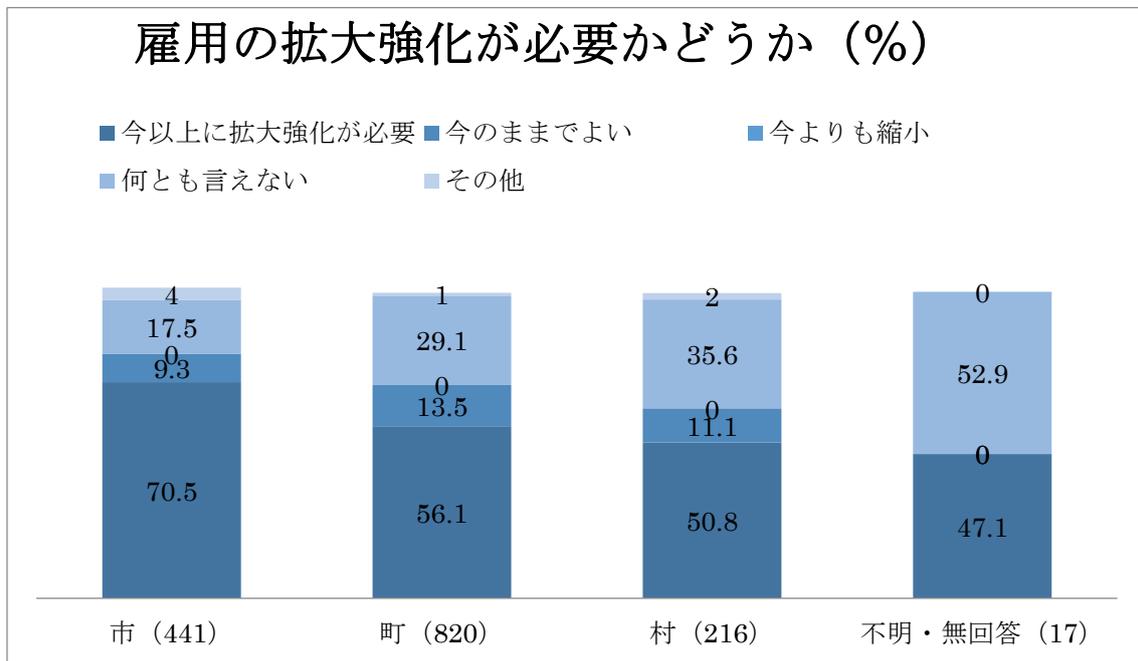


総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」（平成15年度）より筆者作成

また、上の図表 4-2 の通り、有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示しており、平成 17 年度は過疎の多い県が 0.61 倍と、全国を 0.26 下回っている。新規求人倍率、有効求人倍率ともに、平成 5～11 年には、全国との差がほとんどないところまで格差が縮まったが、平成 13 年以降、再び差が拡大している。

次に、各自治体が、雇用についてどう考えているのだろうかというアンケートでは、生活環境や交通の充実も課題であると分かったが、実際雇用創出への取り組みの強化の必要性は、図 5 を見ての通り、ほとんどの都道府県市区町村の 50% 以上が、雇用創出への取り組み強化の必要性を今以上に拡大強化するべきだと感じている。

図表5 雇用の拡大強化が必要かどうか



独立行政法人「雇用創出への取り組み強化の必要性と課題」より筆者作成

その結果、地域に雇用がないので人口流出が著しく、過疎化が進んでいると分かる。職場の確保は、地域の生き残りには非常に大切なことである。雇用創出における問題点としては、人材の不足、財源の不足、情報の不足、雇用対策のノウハウの不足が挙げられる。ボランティアなどの一時的な援助だけでは、過疎地域を活性化することは困難であるため、新たな地域社会の維持・形成の仕組みづくりや社会的なサービスの提供方策等の検討が求められている。

したがって、我々は、人口減少が重要課題である過疎地域の雇用問題に注目し、主に、雇用を増やすための政策を挙げ、それと共に、子育てする側が育てやすい環境を提供する、首都圏の経済の集積の強みを削ぐことない地方ブランド化による地域活性化を目指す。これにより、一極集中緩和と過疎地域の活性化が見込まれるだろう。

第2章 先行研究

第1節 Iターン・Uターン促進に関する先行研究

本節では、Iターン・Uターン促進について述べている福井(2013)について紹介する。少子高齢化の急速な進展、押し寄せる人口減少への対応が迫られて続けている中、地域の持続的な成長と発展を成し遂げるためには次世代を支える人づくりが求められている。とりわけ、若い世代の人材確保は急務であると指摘している。一方、提言要旨として

- (1) 中途入社希望者のニーズの掘り起こし
- (2) アンケート調査を基にした積極的な情報発信
- (3) 質の高い「マッチング」の構築
- (4) Iターン・Uターンを支える“人のつながり”の場と介在者の拡充
- (5) インセンティブとなる支援策を用意
- (6) 企業の果たすべき役割

の6点を明らかにしている。この提言をもとに、日本全土で進行中の若年労働力人口転出超過、すなわち、人材の「流出」を「還流(Iターン)」へと転換し、地域の持続的な発展を支える人材を確保しようとする。また、人口減少という出発点の問題に改めて立ち返り、その危機的な様態をとらえなおすことにより先に述べたような人材の確保が地方創生の生命線になるという現状認識を示している。(1)のニーズの掘り起こしでは、まずは新卒者に限らず、県外在住の中途入社希望者にも積極的に働きかけ、ニーズの掘り起こしやIターンの意識を構成することが必要であると述べたうえで、Iターン・Uターン固有のプロセスをきめ細かく支えていく支援施策を講じていくことが重要な課題であると論じている。(2)の積極的な情報発信においては、県外に点在している潜在的なIターン希望者に対して、画一的な情報発信ではなく、それぞれの状況・段階に応じて、効果的に情報を発信していくべきであるとしている。(3)のマッチングの構築における、Iターン・Uターンの促進・支援で求められるマッチングとは、単に求人情報と求職情報の条件を一致させるにとどめるべきではないとし、求職者に対しては、自身のキャリア・能力を活かして働くイメージを形成していくことを支えていくものであると考えている。(4)ではIターン・Uターン者希望者が就職にこぎつけるまでには、家族や知人・友人・親族などの果たす役割が大きい。

こうした介在者を企業・行政・地域までに広げ、同時に介在者とのコンタクトの機会となる場を数多く設けることが必要であるとしている。(5)インセンティブとなる支援策を用意するためには中・長期的な視点に立ち、持続的な地域の発展とそれを担う人材を確保していくため、Iターン・Uターンのインセンティブを強化していく公的支援が求められると述べている。(6)Iターン・Uターンの推進に対してどれだけ注力していくかという点は、個々の企業の方針・状況によって種差が生じるのは当然であるが、県外への流出人材の「還流」が実現しなければ、個々の企業がその足場としている地域の経済活動が根底から掘り崩されていく現実が待っていることは企業自体が強く認識すべきであるということを確認している。今後の課題として、人口減少が続いていることは広く知れわたった事実であるが、それが中・長期的に地域社会にどのような問題状況をもたらすかという点について、地域全体で危機感を共有して行く必要があると指摘する。

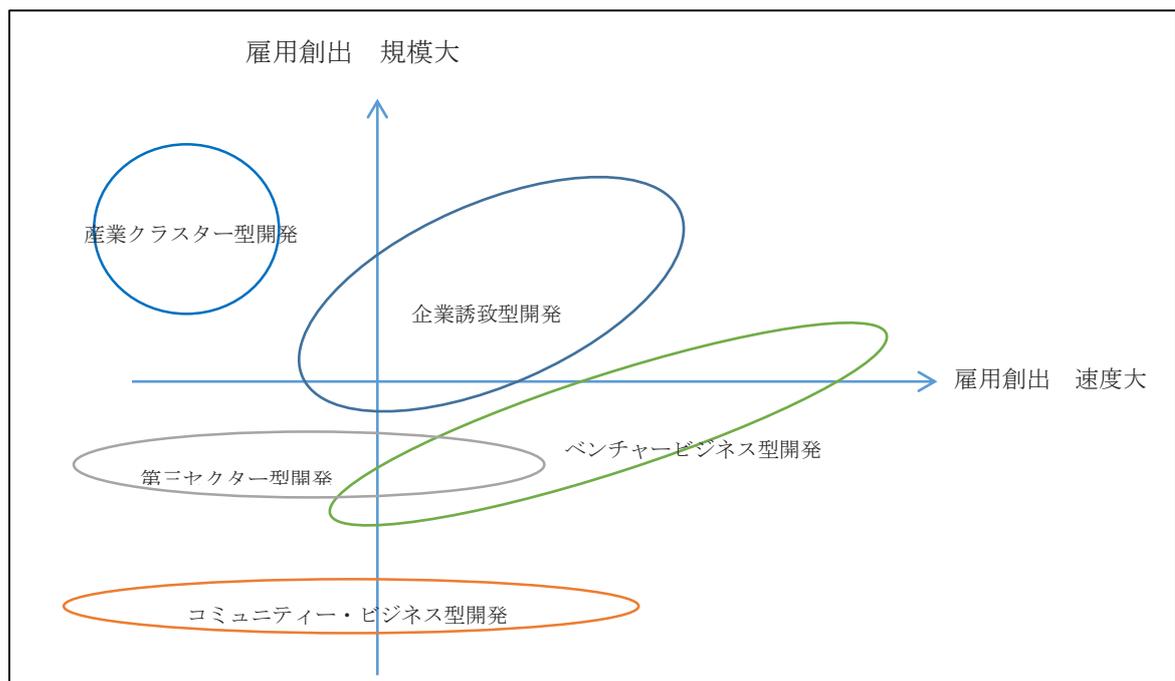
第2節 地域雇用政策と雇用創出

Iターン・Uターン促進の懸け橋となる企業、そしてIターン・Uターン者が地方に対して雇用を求めているということは前章でも述べたとおりである。停滞著しい地方圏においても、都道府県単位ではなく市町村単位で地域の実態を詳細に分析すると、雇用創出を着実に進展させている地域が、少なからず存在している。

伊藤(2010)では、地方圏での雇用創出が、どのように行われているのかといった実態を解明し、こうした例外的な地域がいかなる手法によって雇用創出を行っているのかを分析している。わが国の雇用成長率における地域間格差は、2000年頃までは安定的に推移してきたが、長期不況と財政悪化による公共事業の大幅削減という政策転換は、地域間格差を急速に拡大しはじめていることは明らかである。地域間格差の拡大が進行する2000年以降においても、都道府県レベルではなく市町村単位で分析すると、この間に雇用・就業者数を増加させている地域も存在しているのである。市町村レベルで見ると、地域における雇用創出の成功例がいくつか存在しており、これらの地域の成功要因を抽出し、それらを参考にして多くの市町村が雇用創出に努力すれば、これまでの延長線上で予想される地域間格差の拡大を、少しは抑制できるのではないかと考えられるとされる。増加・現状維持の市町村の都道府県別分布を見ると、その割合が高いのは沖縄県、愛知県、滋賀県、埼玉県、

三重県、などである。沖縄県を除いていずれも名古屋や東京といった大都市圏およびその周辺の地域で高くなっていることがわかる。ただし、北海道や北東北・四国・九州においても10%から30%前後の市町村が増加・現状維持となっており、すべての市町村が減少したというのは福井県だけである。

図表 6 雇用創出の類型



伊藤実(2007)「地域における雇用創出類型と雇用創出支援策」より筆者作成

伊藤(2010)は、従業者の増加がみられた地域の特性を調べると、大幅な増加がみられた地域は、その大半が県による工業用地の造成・整備に伴う企業誘致によってもたらされたものであるとしている。雇用創出のパターンを類型化すると、以下のようにまとめられる。地域雇用創出を類型化したのが図 6 であり、雇用創出の規模を縦軸に、雇用創出の速度を横軸にとっているものである。

「企業誘致型開発」

第一の類型は、雇用創出の規模も大きく速度も速い「企業誘致型開発」である。従来の企業誘致は、工業用地を造成し、各種の優遇策を提示して、特定の産業や企業を対象を絞ることなく、間口の広い募集をするという方法が一般的であった。最近の成功例の多くは、工

業用地の地理的特性を考慮して、誘致産業・企業の範囲を明確に特定化するという「戦略型企業誘致」の手法を駆使している。

「産業クラスター型開発」

第二の類型は、雇用創出規模は大きい雇用創出を実現するまでにかなりの時間を要するタイプの「産業クラスター型開発」である。地域に根ざした産学官の連携による技術開発と起業の促進を目的としているものである。従来の工場誘致型の開発とは異なり、地域での内発的な産業・雇用創出が期待され、経済産業省の「産業クラスター計画」と文部科学省の「知的クラスター創成事業」が進行している。

「ベンチャービジネス型」

第三の類型は、「ベンチャービジネス型」である。このタイプは、雇用創出の速度は速いが、雇用創出規模はそれほど大きくない。ただし、将来的には大企業に成長する可能性もあり、全国的に地方自治体はその支援策を講じている。戦略的企業誘致や産業クラスター型開発の雇用創出効果は非常に大きい、こうした大規模な企業誘致策は、地方自治体の財政力、空港や高速道路といったインフラ・労働力・工業用水といった資源などの制約から、どこでも実行できるわけではない。そのため地域雇用創出にはその地域にあった開発が求められる。

「第三セクター型開発」

第四の類型は、「第三セクター型開発」である。公的セクターと民間企業が共同出資・運営に当たるこのタイプは、地域の実情に適合させた開発計画が多く、それゆえ雇用創出にある程度の時間がかかるとともに、雇用創出規模もそれほど大きいものではない。

「コミュニティー・ビジネス型開発」

第五の類型は、「コミュニティー・ビジネス型開発」である。このタイプは、大都市圏から遠く離れた人口規模の小さな地方で発生しており、地元の資源を活用して小規模ではあるが収益の出るビジネスを展開している。コミュニティー・ビジネス型開発の雇用創出は、華々しさはないが少子高齢化の進む日本の将来を考えると、非常に有効な地域雇用創出の手法である。

地域において雇用創出を実現するには、5年から10年といった時間を要することが分かっている。国による支援策と市町村の取組みの両方において、粘り強い継続的な努力が必要である。地域に良好な雇用機会ができれば、若者の流出を抑制でき、U・Iターンによ

る地方圏への人材回帰も促進することができ、そのことが地域再生に結びつくことになると指摘している。

第3節 先行研究を踏まえた本稿の位置づけ

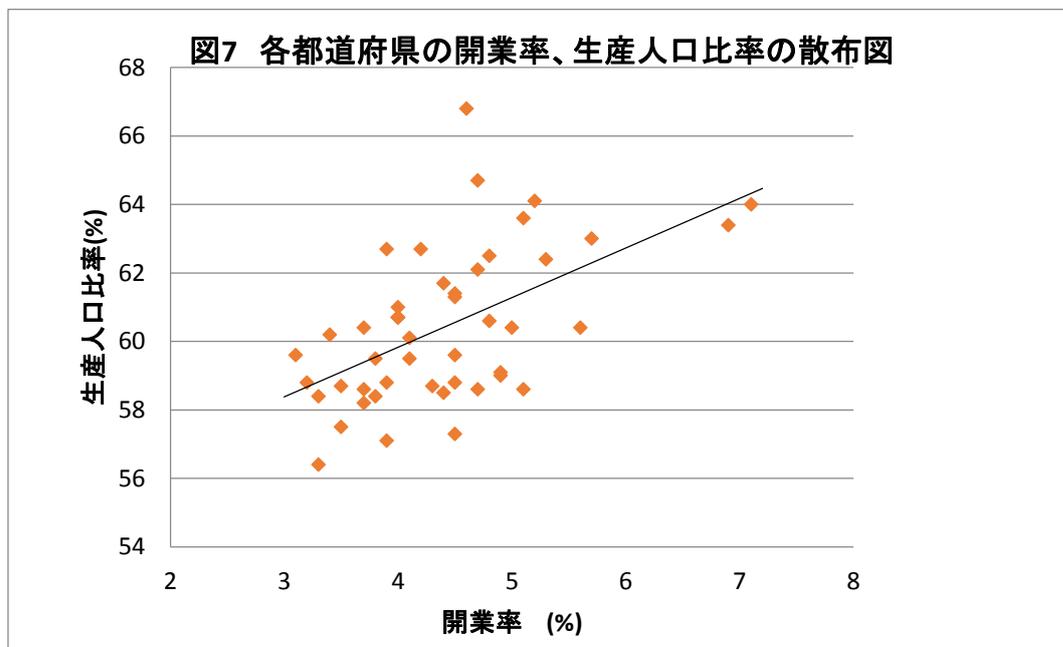
本稿では、各都道府県別の開業率と、生産人口比率の関連性を、表計算を用いて調査を行うとともに、エクセルの相関と回帰分析を行っていくことにより、労働環境の整備が若年層人口にどのように関連しているのかを見ていく。それに付随して、地域に根ざした産学官の連携による技術開発と起業の促進を目的としブランド化を図ることで、地域での内発的な産業・雇用創出が見込めるのかを、効率的な雇用の拡大と地域の活性化という面から考えていく。

第3章 分析

前節でも取り上げているように、地方創生の実現には雇用が大きく関係している。実際に、人口の多い都道府県の生産人口比率は地方に比べ高い水準を保っている。そこで本研究会では、各都道府県別の開業率に着目し、開業率の高い都道府県は、高い生産人口比率を保っているという仮説を立てた。それと同時に、16~30歳の若年層労働人口が多い都道府県には正規雇用社員が多いという仮説を立て検証していく。

第1節 開業率と生産人口比率の関係性

本節では、各都道府県別の開業率と、生産人口比率の関係性を、表計算を用いて調査する。なお、共に2012年度のデータを使用し、開業率とは有る特定の期間において、「[1] 新規に開設された事業所、企業を年平均にならした数」の「[2] 期首において既に存在していた事業所、企業」に対する割合であり、 $[1] / [2]$ で求めたものである。また、生産人口比率とはその地域に在住している全ての人口に対し、16~65歳の労働人口の割合とそれぞれ定義する。



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」、2012

まず、各都道府県の開業率と生産人口比率の相関係数を算出したところ、0.54683 と、正の相関があることがわかった。

さらに、上記のデータを回帰分析したところ、推定された回帰式は

$$Y=1.45003X+54.03050$$

となった。本稿では t 値の絶対値が 2 以上かつ P-値が 0.1 以下であればそれぞれの説明変数は有意であると仮定する。重決定 R2(決定係数)は約 0.30 と微弱なものとなったが、生産人口比率の t 値が約 4.38139、P-値が 6.97900E-05 と共に上記の基準値を満たしているため、開業率が高い地域ほど、生産人口の比率も関連して高いという仮説を採用する。

回帰統計	
重相関 R	0.546834
重決定 R2	0.299028
補正 R2	0.283451
標準誤差	1.890198
観測数	47

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	54.0305	1.482062	36.45631	4.69869E-35
生産人口比率	1.450031	0.330952	4.381389	6.97901E-05

第 2 節 若年層労働人口と正規雇用社員の関連性

次に、16~30 歳の労働人口を若年性労働人口と称し、若年性労働人口の保有率が高い都道府県は正規雇用社員の保有率も高いという仮説を立て、分析を進める。本分析の狙いは、将来若者に地方に移住してもらうために雇用面での政策が効果的であるかを検証することにある。こういった若年性労働者に向けた政策を行うことで、その地方で定住し子育てを行ってもらう。そうすることでその場しのぎではない長期的な地方創生政策の一つになるのではないかと考えている。

今回の分析では、データの正確性を高めるために

若年層労働人口数が 401 万人以上の都道府県...①

400 万人以下 101 万人以上の府県...②

若年層労働人口数が 100 万人に満たない県...③

以上の3タイプに区切り、それぞれの都道府県の若年層労働人口数と正規雇用社員数に関連性がないかを、相関係数と回帰分析を用いて調査した。なお、人口のデータは平成27年度の都道府県、性・年齢階級別将来推計労働力人口の予想値から、正規雇用社員の定義は平成25年度の「正規の職員・従業員+会社などの役員一起業者」の数と仮定する。使用するデータの年度が異なるが、数年程度の人口流動は今回の調査に影響がないと判断し進めていく。まず、各都道府県の若年層労働人口数と正規雇用社員の相関係数をそれぞれ算出したところ

0.98845...① 0.93445...② 0.88841...③

と、全てのタイプに非常に強い正の相関があることがわかった。

また、上記の項目をそれぞれ回帰分析し、推定された回帰式が

$$\textcircled{1} \quad Y = 0.29539X + 73.90956 \quad t \text{ 値} = 17.26255 \quad P\text{-値} = 5.37850E-07 \quad R^2 = 0.97377$$

$$\textcircled{2} \quad Y = 0.27170X + 24.32128 \quad t \text{ 値} = 12.02573 \quad P\text{-値} = 6.99949E-11 \quad R^2 = 0.86716$$

$$\textcircled{3} \quad Y = 0.22472X + 16.87849 \quad t \text{ 値} = 6.97795 \quad P\text{-値} = 9.6505E-06 \quad R^2 = 0.77306$$

となった。t値、P値、重決定R²(決定係数)すべての項目で強い関連性が説明できるため、説明変数は有意であると仮定する。

以上の結果を受け、開業率の高い都道府県は、高い生産人口比率を保っているという仮説並びに、若年層労働人口が多い都道府県には正規雇用社員が多いという仮説は正しいと我々研究会は推測し、政策提言へと進んでいく。

第4章 政策提言

第1節 政策の目的

現在、日本では少子化と人口減少に歯止めがかからず、地方自治体の存続が危ぶまれる過疎地域が896市町村も存在し、これは全国の49.8%を占めている。これまでも様々な政策が行われてきたが、全国的に通用する政策はいまだ打ち出されていない。さらに、地域別最低賃金が平成27年度に改定されたが、東京(907円)・神奈川(905円)と大都市では900円を超え、埼玉・千葉・愛知・京都・大阪の5つの都市でも800円台の最低賃金となっている。最低賃金の平均が798円であるにも関わらず、それ以外の地域では694～794円とかなり格差があることが分かる。地方の労働条件や労働基準により、ますます都市部への一極集中が促進されていると考える。

そこで我々は、前章で「開業率の高い都道府県は、高い生産人口比率を保っている」ということが裏付けられたため、雇用を拡大させる政策を軸として、より現実的な政策にするためにいくつかの政策を述べる。まず、人材が必要な地域と都会で培ったスキルを発揮したい人々とを繋げることで、20～30代の若年層を中心にIターン者を増加させることを目的とする。さらに、海士町の移住者増加政策を参考に、Iターン者増加促進政策と子育て支援を提案する。加えて、若い世代が自らの希望に添って、地方で生活し、結婚・出産・子育てができる環境の整備を整えていくことも目的の一つである。市町村は地域のニーズに基づき政策を打ち立てていく必要がある。地方創生を前提とする政策ではあるが、地方での政策の成功は都市部での政策の実現にもつながると考える。

第2節 海士町での政策

政策の概要を説明するにあたって、まずは本制作の立案の際に参考にした海士町で行われている移住者増加政策を紹介する。

海士町も、かつてはかなり追いつめられた状態にあり、日本の他の地域と同様、少子高齢化と人口減少に苦しむこの島では、長らく公共事業こそが町を支える産業であった。しかし、その負の遺産として地方債は膨らむ一方であり、2003年にはついに、毎年の返済額

が町の年間予算の3分の1を占めるに至った。そのような島をさらに襲ったのが地財ショックである。地方交付金の大幅な減額によって、町は財政再建団体への転落の危機に陥った。

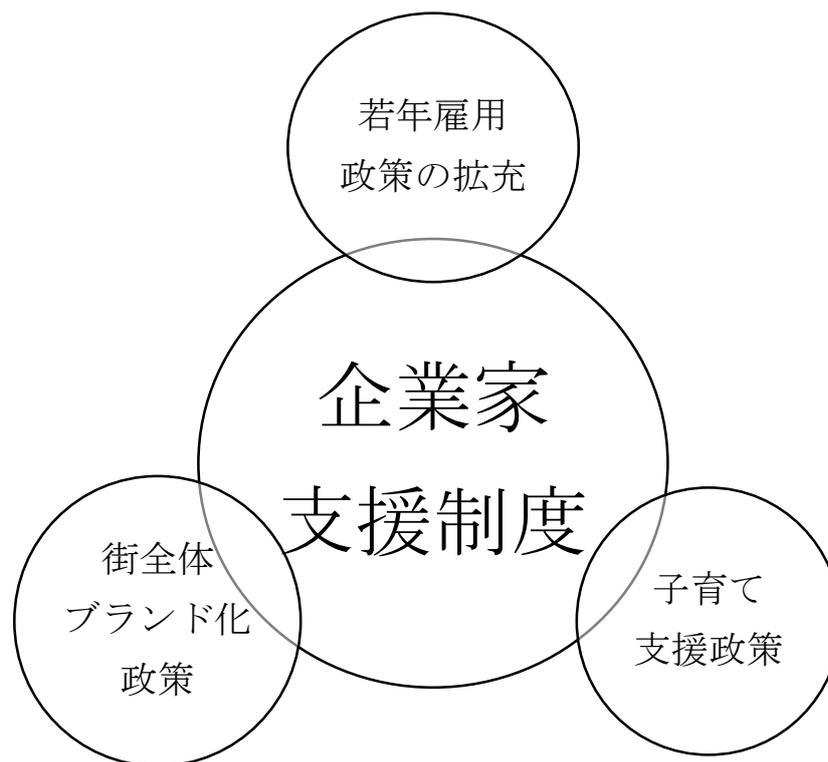
浮上したのは、近隣自治体との合併である。とはいえ、一島一町の海士町にとって、海を隔てた近隣自治体との合併による行財政の効率化は、あまり期待できない。そこで町長の山内道雄氏は、住民による徹底的な話し合いを実施した。島の14の地区で住民集会を開催し、合併するかどうかを話し合ったのである。結論は、単独での生き残りであった。もちろん、容易な道ではないが、住民は苦渋の決断をすることで自ら退路を断ったともいえる。

まず動いたのは行政であった。財政再建を目指すためにも、役所自体が自らの身を削る改革をすることが不可欠であり、人件費削減が進む中、町長は自らの給与を削減し、やがて管理職や一般職員が自ら給与カットを申し出るようになった。残った貴重な予算をどのように活用するか、職員らは自ら話し合い検討をした。話し合いの結果、職員の給与カット分の資金を利用し、町内の子育て支援のための施策を重点的に展開していくことになった。この政策の例としては、住民に第三子が生まれたら誕生祝い金として50万円、第四子が生まれたら100万円を支援する。島には産婦人科がないため、妊婦は本土の病院に検診や出産に行くことになるが、その時の旅費、検診費用の一部カット分で支援するというものだ。職員の給与カット分は子育て支援のために使うということを明確にしたことで、自分たちの給与カットが地域に貢献しているということで、職員はより一層前向きな意識に変わっていったのだ。

そして、人的地域資源を活用したプログラムと企業人材へのアプローチの存在。理論の学びではなく、実際に地域の中で経験を積んできた実践者と対話するからこそそのリアリティがあることを強みとして、海士町での企業研修を開催している。実践者を前にして、自分の凝り固まった感情を揺さぶられ、もう一度自分を見つめ直し、自分の行動を変えたり、他者への敬意を高めるような学びになっているという。この研修プログラムの価値を、企業という組織へ持ち込み、企業と連携した人材育成プログラムとしてサービスを提供し、その価値に見合った対価を頂きながら、ビジネスとしても成り立たせ、継続的にサービス提供できるような仕組みができている。

第3節 政策の概要

我々は前述した海士町の政策を踏まえ、都市部への一極集中を緩和させ、地方へのIターン者を増加させるために最も重要な柱として考えているのが、地方での雇用を拡大することである。雇用の拡大により家族単位での移住を期待し、経済的・環境的に支援することで地域の魅力を確立する。都市部で起業したいと希望する者を対象に政策を打ち出し、さらに図1のように企業家支援制度を中心として、次の3つの政策を提言する。1、若年雇用政策の拡充 2、全国的に通用するブランド化 3、子育て支援政策の向上 以上の3つの政策により地域の創生・ワークライフバランスの実現が見込め、Iターン者の増加にもつながると考える。



第1項 《起業家支援制度》

都市部からのIターン者獲得のために、地方自治体は地方で起業することを希望している者がより起業しやすい環境を構築していく必要がある。現在地方で起業するモデルケースが不足しているために、特に若者は起業する上で難しい点があるといえるのが現

実だ。東京や大阪などの人口の多い都市部においては起業家の数が多く、スモールビジネスからスタートして成功を遂げる者が数多くいる。大都市ではそのような起業家が起業に関するイベントやセミナーを主催し、これから起業する者に対して知識やスキルを提供する機会も多くある。イベントやセミナーに参加し、経験者の生の声を聞くことで自己の道も定まっていき、さらには直接のつながりを得て個人的に交流を持ち、ビジネスについてより深く知る機会も十分にある。ところが、地方ではまだまだスモールビジネスでの成功者が少ない状況であり、目指すべき道や方法を1から自力で考えなければならない。経験者に学ぶことはビジネスにおいても成功への近道であり、そのようなチャンスがないというのは起業するにあたって大きな問題点である。

また、イベントやセミナーが設けられていないだけでなく、専門性の高いスキルを持った人材が少ないこともあり、特にIT系のソフト開発などでの起業を考えると、エンジニアが集められるかということが求められる。どうしても大都市に人材は集まるため、地元でめばしい人材を発掘するのは難しいのだ。そうなると、起業する仲間も少ないということでもあるだろう。大都市では起業家の数が多く、ネットワーク作りも積極的に行うため、起業による悩みを共有して手助けしてくれる仲間が多くいるようだ。ところが、地方では起業家が少なく、事業での悩みを共有したり解決したりする仲間を見つけることがどうしても難しいという現実がある。

しかしここで多くのデメリットを述べてきたが、大都市で起業すれば自分の目指すべき起業家が必ず見つかってつながりができると言うわけではない。そして地方にいても機会を最大限に活用していけば、セミナー参加などからつながりができる可能性はあるのだ。どこにいても自ら積極的に動かなければ人脈は広がらないだろう。人材の採用が難しいのは地方だけでなく大都市でも同じで、本当に必要な人材に巡り会う確率はかなり低い。大都市には多くの優秀な人材が集まると言われるが、採用できるかどうかはまた別の話だ。地方においては、地元での就職を希望する者がいる場合、その中から会社に合う者を選ぶように採用の技術を高める必要がある。

都市部で起業する方が環境や人材の条件がいいのが現実であるが、地方で起業するメリットは、起業する際に必要となるコストが都市部に比べ低いことである。オフィスやテナントの賃料は都市部に比べかなり安く、人件費も低く抑えることができる。起業して間もないころはとにかく固定費を抑えることが資金繰りで重要になるが、地方での起業は固定費の大きな割合を占める賃料、人件費の面で有利なのだ。また、競合する会社が少なく、

地域での認知度を高めることがそれほど難しくはない。大都市の場合は類似する事業を行う会社も多いため、広く認知されるためにはかなりの規模にならないと難しい。地方では競争がそこまで激しくないため、事業が継続できていればそれだけでかなりの認知度になるのだ。ただ、マーケットが小さいために継続すること自体が難しいということは否定できない。

ここで我々が政策として提言するのが、起業者支援制度である。この制度は、主に新入社員として2年以上企業に勤めた経験があり、自ら起業したい者を対象に地方自治体が助成金を出すというものである。条件としては、助成金を支給後3年以内に起業し、毎日の企業実績を地方自治体に報告することだ。さらにこれからのビジョンと方向性を提出し、そのビジョンが成功するかどうかのプロの審査を受け、この審査に通らなければ助成金は受給できない。プロの審査というのも、地方自治体と経営コンサルタントが共同で審査することによって、そのビジョンが地域に合っているかどうか、さらには実現性があるかどうかを判断する。また、助成金を支給する上で、起業に関するテストを行い、見込みがあるかどうかを審査する。起業スクールの卒業者やファイナンシャルプランナー・行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士・宅地建物取引士・税理士などの資格取得者は、条件をクリアしていればテストを受けずに助成金を受給できる。

また、助成金とは別に、空き家や廃墟を月額2万円で自由に使える権利を与え、起業に役立つ経営コンサルタントによる講座を無料で受講できる権利も与えられる。この時の経営コンサルタントの給料は地方自治体が負担する。

これによって、その地域に住む人々もその起業した企業に就職することで、地域活性化に繋がるのが期待される。

第2項 《若年雇用政策の拡充》

少子高齢化の進展により若年層人口が減少していく中で、我が国が持続的に成長していくためには、これからの社会を支える若者がそれぞれの地域で活躍し、その能力を有効に発揮できるよう、若者の雇用対策の拡充を図る必要があると考える。政策としてはまず、フリーターや派遣社員・中途採用希望者を対象に、国や自治体、さらには事業主等その他の関係者が連携し、総合的かつ体系的に若者雇用対策に取り組む体制を構築することが求められる。主に若年層に向けた就労志望者対象の就労支援事業を促進させ、地域の中小企業の求人枠を拡大する。事業主が積極的な就職関連情報を公開することにより、若者が企

業を身近に感じ、就職活動においても企業選択がしやすい環境が得られるはずである。また、57 か所存在する全都道府県のハローワークにおいて、就職支援をすることで、若年層だけでなくフリーターやニート、派遣社員などへの個別支援を行うことができる。さらに、キャリアアップ助成金による人材育成や処遇改善、非正規雇用労働者の正規雇用転換などを支援することにより、やる気のある若者のスキルを効率よく向上させ、事業側も若者と共に活気溢れる会社作りを実現させることが可能である。

第3項 《街全体ブランド化政策》

商品・サービスと地域イメージの一体化を図り、地域ブランドの高付加価値化に取り組むことで、地域の特性や資源を生かした商品開発を目指す。農水産物は地域の風土やイメージ、加工食品は健康・安全・環境問題等、家具は生活様式・価値観等がブランドの確立に必要となる要素である。また、生産者発想の商品開発にならぬように、消費者の声を直接聞くことにより、バイヤーやクリエイターのアドバイスをもとに消費者ニーズに対応した最新の商品開発を行うことが求められる。原材料に対する生産者のこだわりや街並みの整備などをモデルとして構築することで、地域ブランドは自らの資源を再発見し、地域の誇りと愛着を向上させる効果がみられる。多くの地域においてその地域の製品の「地域ブランド化」を目指す動きが活発になっている一方で、地域ブランド化の取組は、必ずしも成功するわけではない。よって、ブランド化を成功させるという地域全体の強い意志と努力が欠かせないことは明確である。

第4項 《子育て支援政策》

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援をすることにより、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てできる環境を整備することを目的とする。

1. 第三・第四子誕生祝金制度

出生した子を含め、3人（または4人）以上の児童と同居または養育していること。また、第三子以降の誕生日の一年以上前から住民登録をしていること。さらに祝い金を受給後も、一年以上児童と共に居住する意志があることを条件とする。内容としては、第三子以降が誕生すると50万、第四子以降が誕生すると100万を支給する制度である。

2. 子育てスタート支援ギフト

第一子誕生時、その地域の商店街などで使える商品券3万円を配布することにより、地域の経済的な活性化を図る。

3. USED ベビー用品の無償提供制度

子育てを終えた家庭からベビーカーなどのベビー用品の寄付を募り、子育てをこれからスタートする家庭に無償で提供し、金銭面の援助を目的とする。また、寄付に協力した家庭には消耗品（トイレットペーパーや洗剤など）を贈呈する。

第4節 政策によって期待される効果

我々が政策の中心軸として提言した起業家支援制度によって、起業したいと望む若年層が地方に流入し、さらに、起業家が企業を立ち上げることで起業者による企業と雇用の増加が見込まれる。これによって、滞在人口の増加が地方に活気をもたらす。起業者だけでなく、その起業者の家族が共に移住することで、将来地方での定住に繋がる可能性を期待する。その結果として、地方における安定した雇用体系の創出が実現される。

また、都市住民への情報発信によって、起業者や移住者はもとより、地域のイメージアップ・観光客の誘致などももたらし、経済的な活性化を生み出す。さらに、都市住民への農林業・漁業や地方での生活への理解の普及という効果をもたらすはずである。自らの地域資源を活用した多様な地域社会の形成は、地方ならではの強みとなるのだ。

雇用体系を整え、その上で移住者や地元の住民が安心して出産・子育て・育児ができるように子育て支援を推進することで、移住者がさらに増加し活気溢れる地方としての在り方を可能とする。

第5章 結論

我々は都市から地方への移住・交流を促進することにより、人口減少や高齢化等が進む地域の活性化を図るとともに、田舎暮らしを望む都市住民の移住・交流へのニーズに的確に対応することができるようになることを考えた。都市部で起業しようとする若年層を地方に流入させ、そこから雇用を拡充していくことで地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。それは都市部の若返りにもつながるのではないだろうか。

また、地方にとって強みになる物を的確に捉え、その街特有のブランドを確立し、競争率の低い市場でどれだけの知名度を得られるかというのは、やはり地方の人々のやる気と努力が不可欠であるのは確かだ。雇用が拡充され、さらに育児や利便性の面も我々の政策によって改善されれば地域単位で活性化し、やがてその地域が集中することで都市化していくことも可能性として考えられる。都市部に住む利便性を多く知る若年層が、都市部に比べ利便性が低い地方に魅力を感じさせるためには、都市部には存在しない制度や環境を構築し、知名度を上げていくことが重要となるだろう。

先行研究・参考文献・データ出典

・地球温暖化対策に配慮した日本の農業の在り方を考える--露地栽培を補完する完全制御型木造植物工場建設の時代到来-グリーンブルー株式会谷學

<http://os-lab.info/wp/wp-content/uploads/2013/10/cfaec29377f1a17f783e5e17524e7320.pdf>

・過疎地域における保育の実態と課題-奈良県十津川村のへき地保育所を事例に一向平知 絵

http://repo.kyoto-wu.ac.jp/dspace/bitstream/11173/263/1/0140_005_005.pdf

・過疎地域自立促進特別措置法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO015.html>

・過疎対策の現状と課題 総務省平成 23 年 7 月

http://www.soumu.go.jp/main_content/000124486.pdf

・過疎地域の現状、これまでの過疎対策、過疎地域の課題等について 総務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon19_03_s5.pdf

・過疎対策の現状と課題～新たな過疎対策に向けて～総務委員会調査室 高見富二男

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20100115016.pdf

・総務省 過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する中間とりまとめ（案）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000302843.pdf

・停滞する地域経済循環と地域産業の活性化 伊藤 正昭

http://ci.nii.ac.jp/els/110009616525.pdf?id=ART0010083265&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1445834565&cp=

・過疎のお話

<http://www.kaso-net.or.jp/kaso-about.htm>

・維持・存続が危ぶまれる集落の新たな地域運営と資源活用に関する方策検討調査 報告書平成 20 年 3 月 国土交通省国土計画局

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/souhatu/h19seika/jjisonzoku/honpen.pdf>

- ・過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査 報告書 平成23年3月

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

http://www.soumu.go.jp/main_content/000113146.pdf

- ・過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書 平成23年3月 総務省

地域力創造グループ 過疎対策室 http://www.soumu.go.jp/main_content/000113146.pdf

- ・過疎地域の現状、これまでの過疎対策、過疎地域の課題等について（各種データ）総務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon19_03_s5.pdf

- ・資料4 過疎地域の現況 平成19年9月21日 総務省自治行政局過疎対策室

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon19_01_s4.pdf

- ・地方自治体における雇用創出への取組みと課題

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2012/documents/0101.pdf>

- ・少子社会への対応～子育て支援施策を中心に～（平成22年版）厚生労働白書

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10/>

- ・大谷 剛（平成23年5月）労働政策研究報告書 非三大都市圏へのU・Iターンの促進とU・Iターン者を活用した内発的雇用創出活性化に係る研究

<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2011/0134.html>

- ・地域雇用政策と雇用創出の実態 伊藤実(2010)

<http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2010/special/pdf/004-014.pdf>

- ・「人口流出から還流へ」～U・Iターンを地域の持続的な成長につなげるために～
平成25年 福井経済同友会地域経営委員会

http://www.f-doyukai.jp/070_teigen/pdf_24.pdf

- ・助成金と基礎知識

<http://inup.com/finance-for-company>

*データ出所

- ・過疎地域の現状、これまでの過疎対策、過疎地域の課題等について（各種データ）総務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon19_03_s5.pdf

- ・過疎地域の現状、これまでの過疎対策、過疎地域の課題等について（各種データ）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon19_03_s5.pdf

- ・地域別最低賃金の全国一覧 厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/minimum_ichiran/

- ・子供子育て支援 厚生労働省（各種データ）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/